

## 旭川市まちづくり基本条例市民検討会議条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、本市のまちづくりに関し基本的な理念や仕組みを総合的に定める条例（以下「まちづくり基本条例」という。）の制定に関する事項を調査審議するため、旭川市まちづくり基本条例市民検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 検討会議は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市長が適当と認めた者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であつて、市長が行う公募に応じたものの

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、まちづくり基本条例の制定に関する答申が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、会長が招集する。

- 2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 検討会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 検討会議は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「検討会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。